渚消防署からのお知らせ

住宅用火災警報器は10年を目安に取替えをしましょう！！

○なぜ住宅用火災警報器を取り換えなければいけないのか

古くなると電子部品の劣化や電池切れなどにより火災を正常に感知することができない場合があり火災を早期に察知することができません。交換の目安としては設置してから10年ですので、設置したときに記載した「設置年月」または本体に記載されている「製造年」を確認して取替え時期を確認しましょう。

○電池や本体機器の交換について

住警器のなかには、乾電池を交換するタイプもあります。 通常、電池切れのときは音声でお知らせするか、ピッピッピッと音が鳴ります。このようなときは、速やかに機種にあった電池と交換しましょう。また、本体の寿命はおおむね10年となりますので、設置後10年経過しているものは、本体を交換することをお勧めします。

松本広域連合　渚消防署　電話：２５－３９８８